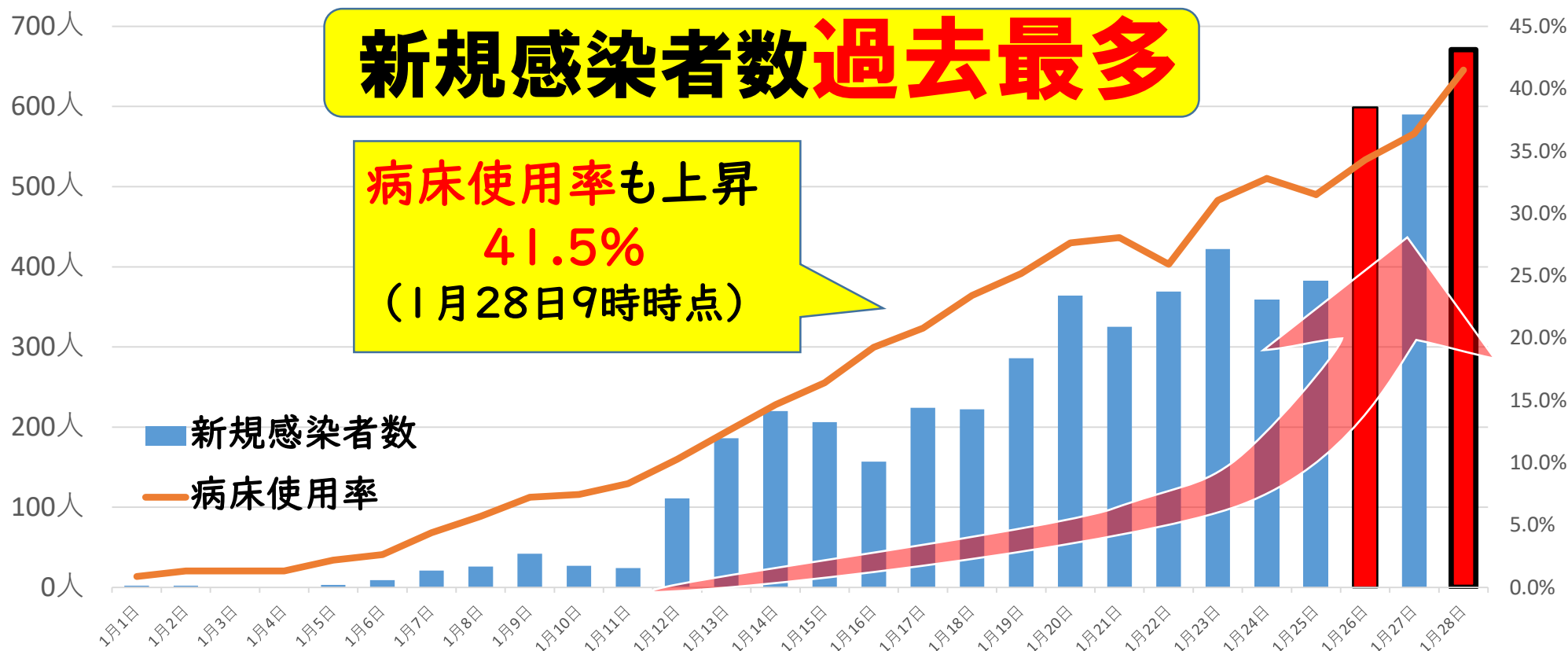


1/22(土)	1/23(日)	1/24(月)	1/25(火)	1/26(水)	1/27(木)	1/28(金)
369	422	359	382	<u>599</u>	590	<u>671</u>



三重県まん延防止等重点措置にご協力を

マスク着用・換気・手指消毒など基本的な感染防止対策の徹底
「マスク会食」「黙食」の徹底

三重県 まん延防止等重点措置

重点措置区域を変更

1月21日(金)~30日(日)

12市12町

7保健所管内
桑名、四日市市、鈴鹿
津、松阪、伊勢、伊賀



1月31日(月)
~2月13日(日)

県内全域

尾鷲市、紀北町、
熊野市、御浜町、紀宝町
を追加

三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）

対象期間

令和4年1月31日（月）から2月13日（日）

※準備期間として令和4年2月1日（火）までの時短営業開始であれば支給対象

尾鷲市、紀北町、
熊野市、御浜町、
紀宝町を追加

支給金額

【中小企業】

※あんしん みえリア認証店はどちらかを選択

あんしん みえリア 非認証店

●20時まで かつ 酒類提供なし
売上高に応じて
3万円～10万円/日

あんしん みえリア 認証店

●21時まで（酒類提供可能）
売上高に応じて 2.5万円～7.5万円/日

●20時まで かつ 酒類提供なし
売上高に応じて 3万円～10万円/日

【大企業】 1日あたり売上高減少額×0.4（上限あり） ※中小企業も、この方式を選択可

相談窓口

電話番号：059-224-2335（9:00～17:00 ※土日祝除く）

三重県飲食店時短要請等協力金（第6期） 早期支給

【東紀州地域版】

申請受付期間

令和4年1月31日（月）から2月7日（月）（消印有効）

早期支給金額

（※）日額協力金下限額2.5万円×要請期間前半7日分

対象1店舗あたり 一律17.5万円（※）

※1月31日から重点措置区域に追加された尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町を対象。

※残りの協力金は、要請期間終了後の本申請を受けて支給。

※早期支給の申請をせずに、協力金全額を一括して申請することも可能。

対象店舗

以下を満たす飲食店等（大企業除く）が対象

- ▶1月31日以降の時短要請等に応じている
- ▶第6期の協力金の対象店舗である
- ▶第1期から第5期のいずれかの協力金の支給を受けている 等

相談窓口

☎059-224-2335

土日祝を除く 9時～17時